

2項第2号中「様式第12号」を「様式第13号」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 文化財情報発信・活用事業実施報告書(様式第14号) 第10第1項中「様式第13号」を「様式第15号」に改め、同第10第2項中「様式第14号」を「様式第16号」に改める。

様式第14号を様式第16号とし、様式第13号を様式第15号とし、同様式の前に次の様式を加える。

(様式第14号)

文化財情報発信・活用事業報告書

- 1 事業内容
- 2 事業費
- 3 実施機関
- 4 実施方法
- 5 実施時期
- 6 実施場所
- 7 参加者
- 8 参加者の感想等
- 9 事業効果

様式第12号を様式第13号とし、様式第11号を様式第12号とする。

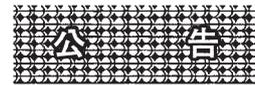
様式第10号中「文化財保護事業進ちよく状況報告書」を「文化財保護進捗状況報告書」に、「の進ちよく」を「の進捗」に改め、同様式を様式第11号とし、様式第9号を様式第10号とし、様式第8号を様式第9号とし、様式第7号の次に次の様式を加える。

(様式第8号)

文化財情報発信・活用事業計画書

- 1 目的
- 2 事業内容
- 3 実施機関
- 4 実施方法
- 5 実施時期
- 6 実施場所
- 7 事業参加対象者
- 8 事業実施で期待される効果

文化財・生涯学習課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見を、同条第3項の規定により次のとおり公告し、意見を縦覧に供します。

平成25年4月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
テックランド更埴店
千曲市大字寂蒔字中島361 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町1-1
- 3 意見の対象となった届出に係る公告年月日
平成25年1月21日
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により千曲市から聴取した意見
 - (1) 説明会における地域住民への適切な説明
事業計画について、予め周辺住民の理解が得られるよう努めてください。
 - (2) 騒音問題に対応するための対応策
ア 開店後、実際に発生する騒音を計測し、規制値を超えていないか検証してください。
イ 近隣住民等から騒音面、環境面の苦情が寄せられた場合には、速やかに改善策を講じられるとともに、市役所環境課へ報告してください。
ウ 荷さばき時間を厳守し、作業時における騒音についても特段の配慮をしてください。また、商品の搬入経路、搬入時間帯にも配慮してください。
 - (3) 交通に係る事項
市道1018号線(国道18号線の反対側道路)の出入りについて、渋滞や事故など生じないように配慮してください。
 - (4) 廃棄物の減量化及びリサイクルについての配慮
ア 事業活動を行うにあたり、事業系廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理してください。
イ 物の製造、加工、販売等に際しては、再び使用することが可能な容器、包装材料等の使用に努めるとともに、その回収を行うことにより減量化、資源化の推進に努めてください。
 - (5) 廃棄物等の運搬及び処理について
産業廃棄物及び一般廃棄物の運搬又は処分を行うときには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の定める基準に従ってください。
 - (6) 街並みづくり等への配慮
「千曲市景観計画」における景観形成基準の遵守をお願いします。(市景観条例における届出対象行為に該当します。)
- 5 意見書の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課及び長野県長野地方事務所商工観光課
- 6 縦覧の期間

平成25年4月15日から平成25年5月15日まで

経営支援課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月15日

長野県知事 阿部守一

- 都市計画の種類及び名称
佐久都市計画道路 1・4・1号 八千穂佐久線
- 都市計画を定める土地の区域
平成14年長野県告示第548号の土地の区域のうち南佐久郡佐久穂町大字千代里、大字畑、大字高野町並びに佐久市中小田切、北川、下小田切、湯原並びに桜井字下田及び字西北谷並びに横和字森平並びに根々井字西岩下、字沖田、字茶撰、字鈴の免、字三反田、字仲田、字古仁田及び字片山田並びに長土呂字下宮原、字上宮原及び字上北原の各一部を変更する。
- 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市計画課、長野県佐久建設事務所、佐久市役所及び南佐久郡佐久穂町役場
- 縦覧期間
自 平成25年4月16日
至 平成25年4月30日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月15日

長野県知事 阿部守一

- 都市計画の種類及び名称
小諸都市計画道路 1・4・1号 八千穂佐久線
- 都市計画を定める土地の区域
平成8年長野県告示第836号の土地の区域のうち小諸市大字御影新田字釜田原、字鎌田、字野火附及び字中原の各一部を変更する。
- 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市計画課、長野県佐久建設事務所及び小諸市役所

4 縦覧期間

自 平成25年4月16日

至 平成25年4月30日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年4月15日

長野県佐久地方事務所長 青柳郁生

- 許可番号 平成25年3月12日
長野県佐久地方事務所指令24佐地建第17-11号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
佐久市小田井字笹沢644-7の内、644-13、644-16、645-1の内、646-1の内、662-3の内、字下金井695-1の内、695-2の内、717-1の内、718-2、718-5、718-6の内、718-7、719-2、719-7の内、725-3、744-8、744-24、744-26、747-1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市東鶴賀59-1 東亜ハイツ1F
株式会社大建 代表取締役 増田 梯 造

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年4月15日

長野県上伊那地方事務所長 青木一男

- 許可番号 平成25年3月11日
長野県上伊那地方事務所指令24上伊地建第15-11号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
駒ヶ根市赤穂5428-1、5429-1、5429-2、5429-ロ、5430、5431-1、5432-1、5433-3、5434-2、5434-3
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
駒ヶ根市赤穂6073
株式会社倉田工務店 代表取締役 倉田 一 徳

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年4月15日

長野県下伊那地方事務所長 石田訓教

- 許可番号 平成23年11月22日
長野県下伊那地方事務所指令23下伊地建第20-3号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
飯田市松尾城3796-3、3796-4、3796-6、3797-3、3798-

4、3848-3の内、3848-4の内、3848-12、3867-2、3886-3

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

飯田市宮の前4410-1

社会福祉法人慈光福祉会 理事長 高松 信英

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年4月15日

長野県松本地方事務所長 白鳥 政徳

1 (1) 許可番号 平成23年6月23日

長野県指令22建指第12-20号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘野村字原口730-1の内

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市村井町南4-23-15

株式会社国興 代表取締役 田中 一興

2 (1) 許可番号 平成24年12月14日

長野県松本地方事務所指令24松地建第20-10号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘野村字西原1498-18、1499-1、1499-2、1499-4

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘高出2228-4

大成不動産有限公司 代表取締役 上條 静夫

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年4月15日

長野県松本地方事務所長 白鳥 政徳

1 許可番号 平成24年7月5日

長野県松本地方事務所指令24松地建第29-3号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東筑摩郡山形村3817-1、3817-2、3875-2、3875-2先、3878-2、4568-4（第2工区）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東筑摩郡山形村2030-1

山形村長 清沢 實視

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年4月15日

長野県長野地方事務所長 島田 伸之

1 (1) 許可番号 平成25年2月12日

長野県指令24建指第28-20号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字中松字大道上703-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上高井郡小布施町大字中松701-1

社会福祉法人えがお 理事長 瀬 健一

2 (1) 許可番号 平成25年2月12日

長野県長野地方事務所指令24長地建第4-13号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字小河原字六川道西沖3491-1、3492-3、3498-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町8-8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役 井阪 隆一

3 (1) 許可番号 平成25年3月18日

長野県指令24建指第28-21号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字小河原字中道南沖329-12

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字小河原7-6 滝澤 直樹

4 (1) 許可番号 平成25年3月27日

長野県指令24建指第28-27号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字日滝字古池2286-5、2288-4

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市本庄2丁目4-1-510 フォーラム本庄

返町 えり子

須坂市大字日滝2288-3 返町 孝司

建築指導課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定しました。

平成25年4月15日

長野県諏訪地方事務所長 寺澤 信行

1 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日 平成25年1月21日

3 指定道路の位置

(1) 3・5・15号上川橋線

起点 宮川字脊戸5784-9

終点 宮川字西町4430-1

(2) 区(8-1)

起点 宮川字西町4431-1

終点 宮川字家下4508-7

- (3) 区(8-2)
 起点 宮川字西町4431-4
 終点 宮川字西町4431-4
- (4) 区(6-1)
 起点 宮川字家下4508-9
 終点 宮川字宿尻4511-1
- (5) 区(6-2)
 起点 宮川字宿尻4512-1
 終点 宮川字家下4505-4
- (6) 区(6-3)
 起点 宮川字家下4505-4
 終点 宮川字家下4488-2
- (7) 区(6-4)
 起点 宮川字家下4507-1
 終点 宮川字家下4503-18
- (8) 特6
 起点 宮川字家下4508-9
 終点 宮川字家下4508-9
- (9) 特4
 起点 宮川字宿尻4513
 終点 宮川字宿尻4512-1

4 指定道路の延長

- (1) 146.20メートル
 (2) 84.90メートル
 (3) 6.30メートル
 (4) 51.80メートル
 (5) 42.10メートル
 (6) 66.00メートル
 (7) 34.20メートル
 (8) 5.50メートル
 (9) 34.60メートル

5 指定道路の幅員

- (1) 12.00~16.50メートル
 (2) 8.00メートル
 (3) 8.00メートル
 (4) 6.00メートル
 (5) 6.00メートル
 (6) 6.00メートル
 (7) 6.00メートル
 (8) 6.00メートル
 (9) 4.00メートル

建築指導課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成25年4月15日

長野県佐久地方事務所長 青柳郁生

- 1 指定番号 佐久第342号
 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

- 3 指定の年月日 平成25年4月2日
 4 指定道路の位置 小諸市加増三丁目383-1
 5 指定道路の延長 29.67メートル
 6 指定道路の幅員 4.00メートル

建築指導課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成25年4月15日

長野県上小地方事務所長 藤森靖夫

- 1 指定番号 上小第712号
 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
 3 指定の年月日 平成25年2月27日
 4 指定道路の位置 東御市鞍掛字中原839-4及び滋野字鞍掛乙1805-7
 5 指定道路の延長 70.00メートル
 6 指定道路の幅員 4.80メートル

建築指導課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成25年4月15日

長野県諏訪地方事務所長 寺澤信行

- 1 指定番号 諏訪第997号
 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
 3 指定の年月日 平成25年3月15日
 4 指定道路の位置 茅野市湖東字仲鳥5767-4
 5 指定道路の延長 37.42メートル
 6 指定道路の幅員 6.20メートル

建築指導課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成25年4月15日

長野県上伊那地方事務所長 青木一男

- 1(1) 指定番号 上伊那第539号
 (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
 (3) 指定の年月日 平成25年1月25日
 (4) 指定道路の位置 上伊那郡南箕輪村字中野原8306-2013
 (5) 指定道路の延長 77.07メートル
 (6) 指定道路の幅員 6.02メートル

- 2(1) 指定番号 上伊那第540号
 (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
 (3) 指定の年月日 平成25年3月11日
 (4) 指定道路の位置 上伊那郡南箕輪村字中野原8306-1119
 (5) 指定道路の延長 60.55メートル
 (6) 指定道路の幅員 6.04メートル
- 3(1) 指定番号 上伊那第541号
 (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
 (3) 指定の年月日 平成25年3月28日
 (4) 指定道路の位置 駒ヶ根市赤穂10311-3
 (5) 指定道路の延長 52.86メートル
 (6) 指定道路の幅員 6.00メートル

建築指導課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成25年4月15日

長野県松本地方事務所長 白鳥政徳

- 1(1) 指定番号 松本第287号
 (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
 (3) 指定の年月日 平成25年1月8日
 (4) 指定道路の位置 安曇野市三郷温1684-1、1684-3、1684-4及び1686-1
 (5) 指定道路の延長 25.43メートル
 (6) 指定道路の幅員 4.80メートル
- 2(1) 指定番号 松本第288号
 (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
 (3) 指定の年月日 平成25年3月26日
 (4) 指定道路の位置 安曇野市三郷明盛1662-1、1664-4及び1664-6
 (5) 指定道路の延長 65.05メートル
 (6) 指定道路の幅員 4.80メートル

建築指導課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成25年4月15日

長野県長野地方事務所長 島田伸之

- 1 指定番号 長野第827号
 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
 3 指定の年月日 平成25年4月4日
 4 指定道路の位置 千曲市大字新田字高畑334-3

- 5 指定道路の延長 34.85メートル
 6 指定道路の幅員 4.75メートル

建築指導課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成25年4月15日

長野県北信地方事務所長 柳澤直樹

- 1 指定番号 北信第160号
 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
 3 指定の年月日 平成25年1月11日
 4 指定道路の位置 下高井郡山ノ内町大字佐野字下川原2578-129及び2578-132
 5 指定道路の延長 34.90メートル
 6 指定道路の幅員 4.30メートル

建築指導課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」といいます。）を次のとおり行います。

平成25年4月15日

長野県公安委員会

- 1 講習の対象者
 受講申込日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」といいます。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」といいます。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当する者
- (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」といいます。）第4条に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限り、）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限り、）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」といいます。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限り、）に

係る同規則第8条に規定する合格証(以下「旧検定合格証」といいます。)の交付を受けている者

- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限り、)に係る旧検定合格証の交付を受けている警備員であって、当該旧検定合格証の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

2 講習に係る警備業務の区分、講習の実施期日等及び場所

(1) 警備業務の区分及び実施期日等

警備業務の区分	実施期日(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)	時間
法第2条第1項第1号の警備業務	平成25年5月21日(火)から5月24日(金)まで	午前9時から午後5時まで
法第2条第1項第2号の警備業務	平成25年6月10日(月)から6月12日(水)まで	
法第2条第1項第3号の警備業務	平成25年6月25日(火)から6月27日(木)まで	
法第2条第1項第4号の警備業務	平成25年7月3日(水)から7月4日(木)まで	

(2) 場所

千曲市大字磯部1144-4

地方職員共済組合戸倉保養所名月荘

3 受講定員

各警備業務の区分毎に40人

4 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 講習を受けようとする者は、下記の(2)の受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話(電話番号 026-233-0108)により事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

(1) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

イ 電話受付日

警備業務の区分	電話受付日
法第2条第1項第1号の警備業務	平成25年4月26日(金)
法第2条第1項第2号の警備業務	平成25年5月7日(火)
法第2条第1項第3号の警備業務	平成25年5月20日(月)
法第2条第1項第4号の警備業務	平成25年5月27日(月)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 受講申込書の提出

ア 講習受付番号を取得した者は、最寄りの警察署に、受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した受講申込書に次に掲げる書類を添付して提出してください。

(7) 提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真(受講申込書に貼付)1枚

(4) 資格者証又は修了証明書の写し

(9) 1の(1)に該当する者にあつては、受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する書面(以下「警備業務従事証明書」といいます。)

(1) 1の(2)に該当する者にあつては、1級の検定に係る合格証明書の写し

(3) 1の(3)に該当する警備員にあつては、2級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(4) 1の(4)に該当する者にあつては、1級の旧検定合格証の写し

(5) 1の(5)に該当する警備員にあつては、2級の旧検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

(7) 代理人が受講申込書を提出する場合にあつては、本人からの委任状

イ 提出期間(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)

警備業務の区分	提出期間
法第2条第1項第1号の警備業務	平成25年5月1日(水)から5月9日(木)まで
法第2条第1項第2号の警備業務	平成25年5月20日(月)から5月24日(金)まで
法第2条第1項第3号の警備業務	平成25年6月3日(月)から6月7日(金)まで
法第2条第1項第4号の警備業務	平成25年6月10日(月)から6月14日(金)まで

(3) 講習手数料

講習手数料は、受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

ア 法第2条第1項第1号の警備業務 23,000円

イ 法第2条第1項第2号の警備業務 14,000円

ウ 法第2条第1項第3号の警備業務 14,000円

エ 法第2条第1項第4号の警備業務 10,000円

5 その他

(1) 受講申込書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(2) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3032)に問い合わせてください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年4月15日

長野県企業局南信発電管理事務所長

中 沢 清

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成25年度春近発電所揚水施設巡視業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約日から平成26年3月14日まで

(4) 履行場所

伊那市富県他2箇所

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 南信地域に本店又は営業所を有していること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

伊那市狐島3802-2

長野県企業局南信発電管理事務所 総務課

電話 0265(72)6121

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年4月30日(火) 午前10時

イ 場所 長野県企業局南信発電管理事務所 2階会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事

項について説明した書類を、平成25年4月23日(火)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

企 業 局